

○施設改善対策事業実施要領(昭和62年5月20日付け62構改B第500号構造改善局長通知)一部改正新旧対照表(案)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1 土地改良施設整備改善計画の都道府県知事の承認等</p> <p>(1) 都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52構改B第600号構造改善局長通知。以下「要綱」という。)第11の(1)の土地改良施設整備改善計画(以下「整備改善計画」という。)の内容が、次の要件の<u>全て</u>に該当する場合に承認するものとする</p> <p>① [略]</p> <p>② その地区において、<u>経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)IVの第1の2の(1)の②に定める米(主食用水稻)生産数量目標及び需要に応じた米生産の推進に関する要領(平成26年4月1日付け26生産第〇号農林水産省生産局長通知)第2に定める主食用米の生産数量目標を超過しないことが見込まれること。</u></p> <p>③・④ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>1 土地改良施設整備改善計画の都道府県知事の承認等</p> <p>(1) 都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52構改B第600号構造改善局長通知。以下「要綱」という。)第11の(1)の土地改良施設整備改善計画(以下「整備改善計画」という。)の内容が、次の要件の<u>すべて</u>に該当する場合に承認するものとする</p> <p>① [略]</p> <p>② その地区において、<u>農業者戸別所得補償制度実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)第5に定める米(主食用水稻)生産数量目標及び米穀の需給調整実施要領(平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知)第2に定める主食用米の生産数量目標を超過しないことが見込まれること。</u></p> <p>③・④ [略]</p> <p>(2) [略]</p>